



平成 28 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス ノ ー ピ ー ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 山 井 太
(コード番号：7816 東証第一部)

問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 國 保 博 之
社 長 室 長

(TEL. 0256-46-5858)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の当社第 52 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、平成 28 年 2 月 25 日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の当社第 52 回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正に伴い、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 30 条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 28 年 3 月 30 日（水）

定款変更の効力発生日

平成 28 年 3 月 30 日（水）

以 上

【別 紙】定款変更の内容

（下線は変更部分です。）

別紙

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者の又は他の在任取締役の任</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、取締役及び監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。</p> <p>3 取締役会は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、取締役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。</p> <p>3 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>
<p><u>(補欠取締役)</u></p> <p>第24条 <u>会社法第329条第2項の規定による補欠の取締役の選任に係る議決が効力を有する期間は、当該決議後2回目に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第25条 <u>会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。</u></p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会の決議により、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 <u>取締役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益<u>(以下「報酬等」という。)</u>については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p>	<p>を選定することができる。</p> <p>4 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 <u>取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益については、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の数)</u></p>	
<p><u>第31条 当社の監査役は5名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>2 監査役のうち、半数以上は社外監査役でなければならない。</u></p>	
<p><u>3 監査役会は、その決議により、常勤の監査役1名を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役の選任方法)</u></p>	
<p><u>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>2 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>3 監査役の選任決議については累積投票によらないものとする。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	
<p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>	
<p>(監査役の権限)</p> <p>第34条 監査役は、法令の定めるところにより、取締役の職務の執行を監査する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第35条 監査役会は、すべての監査役で組織し、各監査役がこれを招集する。</p> <p>2 監査役会の招集通知は、会日の5日前までにこれを発する。ただし、緊急その他の必要がある場合は、監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の権限)</p> <p>第36条 監査役会は、次に掲げる職務を行うものとする。ただし、第3号の決定は、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</p> <p>(1) 監査報告書の作成</p> <p>(2) 常勤の監査役の選定及び解職</p> <p>(3) 監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定</p> <p>(4) その他法律に定める権限</p> <p>監査役会は、監査役の職務の執行につき、いつでもその報告を求めることができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会の議事の経過の要領及びその結</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をして、10年間本店に備え置く。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p><u>第39条 監査役会の決議の方法その他監査役会の運営について必要な事項は監査役会が定める監査役会規程に定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p><u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p>
	<p><u>第31条 監査等委員会は、すべての監査等委員で組織し、各監査等委員がこれを招集する。</u></p> <p><u>2 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。</u></p> <p><u>3 監査等委員会は、監査等委員全員の同</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議)</u></p> <p><u>第32条 監査役等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第35条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>第 7 章 計 算</p> <p>第45条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 38 条～第 41 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 52 回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>